

常陸大宮駅西交流拠点整備工事実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本公募型プロポーザルは、「常陸大宮駅西交流拠点基本計画（令和4年3月策定）」を踏まえ、常陸大宮駅西交流拠点整備工事実施設計業務を委託するにあたり、発注者の考え方に柔軟に対応できる高い技術力や創造性及び豊富な経験等を有する設計者を選定することを目的として実施するものである。

2 委託業務概要

(1) 業務名

常陸大宮駅西交流拠点整備工事実施設計業務委託

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

(3) 選定方式

公募型プロポーザルとし、常陸大宮駅西交流拠点整備工事実施設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において選定する。

(4) 委託業務内容

空間計画、造成計画、複合遊具、交流施設の建築（意匠、構造、設備）、外構等、その他公園設備を含む公園施設整備に係る実施設計一式、積算業務一式、諸手続き等一式（関係官公庁等法的申請書類作成等）、建築条件（想定用途）については常陸大宮駅西交流拠点整備計画概要のとおり

(5) 委託料

48,620,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

(6) 施工場所（地番）

常陸大宮市中富町965-2外（市有地）

(7) 敷地面積

約7,500㎡

(8) 用途地域

第一種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）

(9) 概算工事費

867,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とした整備工事の設計とすること。

(10) 事業計画

実施設計：令和4年度から令和5年度

建設工事：令和6年度から令和7年度

供用開始：令和8年度予定

※駅舎・自由通路整備及び西口駅前広場整備の進捗状況により計画期間が変更となる場合がある。

3 参加資格

参加を希望する者の資格要件は、次のとおりとする。

(1) 設計実績

過去15年以内に、国又は地方公共団体等が発注した公共施設（社会教育施設、業務施設、商業施設）の新築工事、又は都市施設（都市公園、他の施設に併設する公園、その他都市施設）整備に係る実施設計業務を元請で受託した実績があること。

(2) 参加要件

【単体企業の場合】

ア 常陸大宮市建設工事等入札参加資格者名簿（建築関係建設コンサルタント業務）に登載されていること。

イ 常陸大宮市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱（平成2年大宮町訓令第13号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- ウ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- キ 国税及び地方税を完納していること。
- ク 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者であきらかに請負者（受託者）として不適当であると認められる者でないこと。
- ケ 設計共同体の構成員として又は他の単体企業若しくは設計共同体の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

【設計共同体の場合】

- ア 設計共同体で今回のプロポーザルに参加しようとする場合の構成員の数は、2 者であること。
- イ 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。
- ウ 代表構成員又は構成員のどちらか一方が、常陸大宮市建設工事等入札参加資格者名簿（建築関係建設コンサルタント業務）に登録されていること。
- エ 代表構成員及び構成員は、【単体企業の場合】のウからケに掲げる条件をすべて満たす者であること。
- オ 構成員が単体企業又は、他の設計共同体の構成員や協力事務所として今回のプロポーザルに参加していないこと。

(3) 技術者の資格要件

- ア 管理技術者、照査技術者各 1 名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- イ 管理技術者は、提出者の組織（設計共同体的場合は代表構成員に限る。）に属していること。
- ウ 配置予定技術者は、参加表明書等の提出日以前に参加表明者と直接的かつ恒常的雇用関係が 3 か月以上あること。
- エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項に規定する懲戒の処分を受けていない者であること。

(4) 参加に対する制限

審査委員会の委員が自ら設立し、又は役員、顧問、社員等として実質的に関係する建築士事務所所属する者の参加を認めない。

4 本プロポーザルのスケジュール

項 目	日時又は期間
本実施要領の公告・公表（市ホームページ）	令和 5 年 1 月 1 6 日（月）
質問書の受付	令和 5 年 1 月 1 7 日（火）
質問書の提出期限	令和 5 年 1 月 3 0 日（月）午後 5 時まで
質問書の回答	令和 5 年 2 月 3 日（金）

提出書類の受付締切日	令和5年 2月10日(金) 午後5時まで
一次審査(書類審査)(非公開)	令和5年 2月13日(月)
一次審査結果の通知(郵送)	令和5年 2月17日(金)
二次審査(公開プレゼンテーション実施)	令和5年 3月 1日(水)
選定結果発表(市ホームページ)	令和5年 3月上旬 ※3/6(月)予定
契約締結予定	令和5年 3月中旬 ※3/10(金)予定

5 参加表明書の提出書類

本プロポーザルへ参加しようとする者は、提出書類に符号を記した表紙とインデックスを付け、A4ファイルに綴じた次の書類を2部(正本・副本)提出すること。

(1) 提出書類

- ・参加表明書(様式第1号)
- ・設計共同体届出書(様式第2号)
※設計共同体の場合のみ提出すること。
- ・会社概要(様式第3号)
※設計共同体の場合は、構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
任意様式(所在地、商号又は名称、代表者氏名、電話、FAX、役割担当を明記)とする。
- ・業務実績書(任意様式)
※業務内容(発注者、業務名、業務内容)、施設の概要(用途、構造・階数、延床面積、完成年月日)、設計業務完了年月日等を記載すること。
※記入した業務について、契約書(鑑)の写し及び施設の概要が確認できる平面図、写真等を添付すること。
※受賞実績がある場合、全国規模の受賞実績を優先に記載し、受賞した賞の名称及び表彰を行った団体名を記載すること。
- ・委任状及び営業所一覧表(様式第4号)
※支店等から参加する場合のみ
- ・納税証明書(国税、都道府県税及び市町村税)
※国税:様式その3の3(税務署発行)
※都道府県税:課税されている全税目について未納がない証明(都道府県税事務所発行)
※市町村税:市税について、未納の税額がない証明(市町村役所発行)
- ・質問書(様式第5号)
- ・技術提案書(様式第6号)
※提案書は、合計5枚以内とすること。また電子データPDF(CD)を1部提出すること。
※配置計画平面図(A3判横2枚以内)を添付すること。
※提案目的物の概要図(完成予想図)、鳥瞰図を添付すること。
- ・設計業務委託見積書(様式第7号)
- ・工事費概算内訳書(様式第8号)
※工程、種別に対応するものの金額を表示すること。

(2) 様式共通事項

- ・提案書様式の文字のフォントはMS明朝とし、大きさは10.5ポイント以上とすること。

- ・電子データ形式は、汎用型の形式（PDF、Word、Excel等）とすること。
- ・提案書様式は、A3判、片綴じ、横書き、片面印刷とする。
- ・虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とする。
- ・提案書の提出後は、記載内容の変更を認めない。
- ・色彩については完成予想と同じ配色とし、アニメ等のキャラクターの使用は不可とする。

(3) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし提出期限までに必着とする。）

(4) 提出期限

令和5年2月10日（金）午後5時必着

(5) 提出先

常陸大宮市 建設部 駅周辺整備推進課

6 質問書の受付及び回答

本実施要領に関して不明な点がある場合は、次により質問書（様式5）を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5年1月30日（月）午後5時必着

(2) 提出方法

質問書（様式5）をPDF化し、電子メールにて提出すること。

なお、質問の未到着を防ぐため、送信後、電話にて確認を行うこと。

E-mail : ekiseibi@city.hitachiomiya.lg.jp

(3) 回答方法

質問内容を取りまとめ、市ホームページに掲載する。

なお、当該回答は、本要領等に記載する内容の追加、又は修正とみなす。

7 契約候補者の審査、選定方法及び評価基準

(1) 審査、選定方法

ア 審査は、一次審査及び二次審査の二段階方式で行う。

イ 二次審査で実施するプレゼンテーション及びヒアリングについては、一般公開で行うが、審査については、審査委員会のみで実施するものとする。

ウ 本プロポーザルにおける参加者が1者のみであった場合でも、審査を行う。

(2) 一次審査

参加資格要件に適合しているか等、書類審査を行う。

なお、参加申込者が多数の場合は、常陸大宮駅周辺整備事業及び常陸大宮駅西交流拠点整備の理解、業務実績等について審査し、概ね3者程度を選定する。

(3) 二次審査

審査委員会において、一次審査を通過した者の提案内容、プレゼンテーションについて審査し、業務遂行能力、業務計画内容、価格等を総合的に判断し、最優秀提案事業者（受託候補者）と次点提案事業者（次点候補者）を決定する。

8 プレゼンテーション審査

提案者が提出した提案書等の内容を詳しく理解し、公平な審査を行うため、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。

(1) 日時及び会場

詳細については、一次審査を通過した者へ別途通知する。

なお、会場は常陸大宮市文化センター（会議室）を予定する。

※プレゼンテーションは、一般市民の入場は行わず、YouTubeを利用した動画配信を行う。

- (2) 時間配分
プレゼンテーションの時間は、1者につき20分以内とする。その後、審査委員から質疑応答（1者につき10分程度）を行う。
- (3) 説明内容
提案書類を補足する形で行うものとし、記載のない内容に対する説明は認めない。
- (4) 説明資料
Microsoft Office PowerPointを使用した説明を基本とする。
- (5) 説明者
説明者は3名以内とし、管理技術者は必ず出席すること。
- (6) 機器
プロジェクタ（HDMI）、ケーブル、スクリーンは市が用意し、その他の機器は提案者が用意すること。
- (7) 傍聴
外部サイトYouTubeによる一般公開とし、審査は非公開とする。
- (8) その他
提案者が1者であっても実施する。

9 契約の締結

市は、最優秀提案事業者を受託候補者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、契約を締結する。

なお、契約交渉が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、次点提案事業者と契約交渉を行うこととする。

10 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、提出された参加表明書等を無効とし、失格とする。

- (1) 提出書類が、本実施要領に示された条件に適合しないとき。
- (2) 提出書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為をしたとき。
- (5) その他要領に違反するなど審査委員会が不適合と認めたとき。

11 その他留意事項

- (1) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選考するものであり、具体的な設計内容は、提案書類に記載された内容を反映しつつ、市との協議に基づいて決定する。
- (2) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時、単位は計量法によるものとする。
- (3) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (4) 提出の期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 市が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 受託候補者及び次点候補者として選定された者が提出した提案書については、その内容を公開（広報、ホームページ等）できるものとする。
- (7) 提出された書類は、原則として本件業務以外に使用しない。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、常陸大宮市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1参加企業につき1申請とする。
- (9) 選考結果の問い合わせや、審査方法、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。
- (10) 本プロポーザルに参加に要する費用など、必要な経費はすべて参加者の負担とする。
- (11) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続性が困難になった場合は、市は契約の解除ができ

- るものとする。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業の計画の変更及び中止をする場合がある。
- (13) 説明会等への協力
- ア 受託者は、プレゼンテーションの内容や作成する設計図書等について、庁議及び議会等への説明に協力するものとする。
- イ 受託者は、発注者の求めに応じて説明会等へ出席し、資料作成、説明及び運営等の支援を行うものとする。
- ウ 会議等の意見に基づき、発注者の指示により設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。また、発注者の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を報告し指示を受けるものとする。
- (14) このプロポーザルに関する説明会は、実施しない。
- (15) 現地視察は自由とするが、立ち入りは行わないこと。また、近隣住民等へ迷惑がかからないよう十分に配慮すること。
- (16) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出すること。
- (17) 最優秀提案事業者と次点提案事業者には、謝礼金を支払うものとする。また、金額は、最優秀提案事業者 70,000 円、次点提案事業者 30,000 円を支払う。

12 事務局（所管課）

本プロポーザルの手続きに係る書類は、次に掲げる事務局に提出することとする。

常陸大宮市建設部 駅周辺整備推進課 駅周辺整備推進グループ（担当：小泉、菊池、小林）

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135 番地の6

電話（直通）：0295-53-6501

電話（代表）：0295-52-1111（内線 258・259・261）

FAX：0295-53-5415

E-mail：ekiseibi@city.hitachiomiya.lg.jp